

# ホームページ公開

平成26年3月17日 教育委員会臨時会 会議録

## 1 開催日時及び場所

- ・平成26年3月17日（月） 午後3時 ～ 午後4時10分
- ・教育委員会室

## 2 出席者

### 委員

### 事務局職員

委員長	野原正美	教育次長	南谷清司
委員	稲本正	教育次長	福井康博
委員	土屋嶮	義務教育総括監	和田満
委員	月村時子	総合教育センター長兼教育研修課長	浅井正美
委員	森口祐子	教育総務課長	井川孝明
教育長	松川禮子	教育総務課教育主管	高橋博美
		教育財務課長	後藤幸晴
		教職員課長	蛭川義高
		教職員課教育主管	名取康夫
		学校支援課長	柿澤雄二
		特別支援教育課長	安田和夫
		社会教育文化課長	浜崎浩之
		スポーツ健康課長	増田和伯

## 3 議事日程等

報第1号、議第1号及び議第2号並びに事務局報告（5）について非公開とすることを決定。

## 4 会議録

平成26年3月3日開催の教育委員会会議録を承認。

## 5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容	( ) 書きは事務局発言
<b>報第1号 職員の表彰について（非公開案件）</b>		
職員（1名）の表彰を専決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。		
<b>議第1号 退職教職員の表彰について（非公開案件）</b>		
退職教職員（4名）を表彰することについて諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。		
<b>議第2号 平成26年度定期人事異動について（非公開案件）</b>		
平成26年度定期人事異動の内容について説明し、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。		
<b>議第3号 岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会規則について</b>		
教育総務課 課長	<p>来年度から、「岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会」を条例に基づく附属機関として設置し、第2次教育ビジョンに重点政策として掲げた、中長期的な県立高校の改革について審議し、県立高校の活性化に関する計画を策定する予定としている。この条例に関しては、1月の定例教育委員会において、知事からの意見照会への回答について議決をいただき、今議会に上程されている。今回お諮りする規則案では、この策定委員会の具体的な組織運営について、学識経験者等、8名以内の外部有識者により構成し、委員の任期を2年間とすることなどを定める。</p>	
委員 長	委員の候補は決まっているのか。	
教育総務課 課長	<p>条例の議決をいただいた後に、正式に候補者を絞り、お願いに行く予定である。</p>	
稲本委員	<p>直接は関係しないかもしれないが、高等教育の中で、私も物理をずっと教えていたが、理科系の教科は教えるのが難しい。NHKの教育テレビで、マサチューセッツ工科大学の先生が面白い講義をしていた。ああいう先生がいたら、誰でも物理が好きになる。たとえば、ヘリウムを吸って声が変わったり、この前は音楽の、音が出るメカニズムなどを教えていて、その実験が面白かった。ああいう先生の教え方を導入すれば、理科離れを減らせるのではないかと思った。高校の活性化に関する議論で、どういうことを話せるか分からないが、先日は、素数を調べている数学者が出ていて、これも面白かった。数学と思えない、エンターテインメント性があった。教え方のエンターテインメント性なども考えていくと、教育のあり方を改革できるのではないかと思う。</p>	
教育 長	<p>当該委員会は、平成30年度から本格的に子供の数が減って来るので、県立高校が、それぞれの地域に、今の学校規模で、今のような学科構成であるのがいいのか、適切な一校の規模はどれくらいかとか、現在、商業科、農業科、工業科、普通科を各地域にバランスよく配置しているが、そういうことを今後行っていくことができるのか、中高一貫校への要望があるが、どうしていくのかといったことを検討いただく、内容の重い会議になる。</p>	
稲本委員	<p>教育の中身や、教え方が進化してきているので、日本の教育を良くするためには、教え方をよくしていく必要がある。少子化になり、かつての受験勉強のために勉強をするという目</p>	

# ホームページ公開

	<p>的がなくなっている。中身をよくなる研究を日本もやらないと結果が出ないのではないか。</p>
教 育 長	<p>稲本委員の指摘に関連することとしては、岐阜県では理数科という学科を高校に設けているが、そこになかなか人が集まらなくなっているということがある。前に稲本委員から話があったが、富山県では探究科という学科を置く学校があるとか、色々新しいタイプの高校もできてきている。そういうことも含めて、単なる普通科の進学校ではなく、今スーパーグローバルハイスクールに本県も応募しているが、いろいろ新しいタイプの学校を作っていくかなくてはいけないということも含めて、検討していきたい。今年度、定例教育委員会が始まる前に、各県立高校の校長先生に来てもらい、プレゼンをしてもらった。すべての高校を訪問することはできないので、それぞれの特色ある高校にプレゼンをしてもらった。来年度からは、もう少し本格的にやっていかないといけないと思っている。それぞれの圏域の高校も見ていただいて、ご意見をいただきたいので、よろしくお願ひしたい。12日に高校入試が終わったところで、まだ発表にはなっていないが、定員の充足状況などいろいろあるので、そういうことも含めて、全体的な計画を見ていく委員会になる。</p>
委 員 長	<p>議第3号につき、挙手により採決する。</p>
委 員 長	<p>全員賛成により原案のとおり可決する。</p>
<p><b>議第4号</b> 教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則について  <b>議第5号</b> 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について  <b>議第6号</b> 岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について  <b>議第7号</b> 岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則について  <b>議第8号</b> 岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について  <b>議第9号</b> 岐阜県教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令について</p>	
委 員 長	<p>議第4号から議第9号までは、組織改正等に関連した案件であるので、一括して審議する。</p>
教 育 総 務 課 長	<p>議第4号は、これまで、教育委員会が、民法に基づく公益法人の設立や解散の許可を行っており、教育委員会会議の議決事項として規定されていたが、平成20年に公益法人制度改革が行われ、今年度中で、旧制度に基づく法人がすべて解散し、平成26年度以降、教育委員会として、これらの事務を行うことがなくなるため、この規定を削除するものである。</p> <p>議第5号は、教育委員会事務局の組織改正に併せて規則を見直すものである。組織改正の内容については、まず、教育総務課では、予算係を廃止し、管理調整係へ統合するとともに、人事の事務を行う「職員係」を新設する。社会教育文化課では、1月に議決いただいたが、4月から、美術館及び現代陶芸美術館の管理運営事務について、知事部局 環境生活部長へ委任を行うので、この所掌事務を削除するほか、新たに、岐阜県先端科学技術体験センターという、瑞浪市にある科学技術体験施設について、総合企画部から引き継ぎ、所掌する。スポーツ健康課では、スポーツに関する事務の知事部局への移管に伴い、課名を「体育健康課」に改める。また、新たに設置する附属機関である、岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会、岐阜県いじめ防止等対策審議会について規定する。</p> <p>議第6号は美術館及び現代陶芸美術館の事務委任に伴う規定整備を行うものである。</p> <p>議第7号であるが、この規則は、教育委員会の公印の保管や使用の取扱いに関して定めている。組織改正に伴う規定整備を行うほか、電子データによる、文書管理システム、これは知事部局の総務部が所管し、県庁全体で運用しているものであるが、この文書管理システムによる回議を廃止する等、全庁的な取扱いの変更があるので、知事部局の公文書規程に準じて、規定を改正する。</p> <p>議第8号であるが、この規程は、教育委員会における公文書の管理に関する事項を定めている。組織改正に伴う公文書記号の改正のほか、公印規則と同様、文書管理システムの取扱いの変更に伴う改正を行うものである。</p> <p>議第9号であるが、この規程は、特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関して、定めている。今般の美術館及び現代陶芸美術館の事務委任に伴う規定整備を行うものである。</p>

## ホームページ公開

委員 長	議第 4 号から議第 9 号までにつき、一括して挙手により採決する。
委員 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>議第 10 号 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について</b>	
教育財務課 長	平成 26 年 4 月 1 日から、岐阜県立高等学校授業料等の不徴収制度が廃止され、就学支援金制度に変更される。これに伴う規定の整備を行うものである。
委員 長	議第 10 号につき、挙手により採決する。
委員 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>議第 11 号 岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について</b>	
教職員課長	岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、お諮りする。改正の要旨であるが、森林文化アカデミーに関する管理運営事務を教育委員会から受任している林政部長から、学長の職務内容についての規則改正依頼があり、改正を行うものである。改正の内容は、職員の指揮監督を学長に所掌させるものである。従前は、所属長である学長の非常勤化に伴い副学長の職務としていたが、所属長の職務を明確にするため、学長の職務とするための改正を行うものである。施行日は、平成 26 年 4 月 1 日である。
稲本委員	涌井学長は非常勤でなかったか。
教職員課長	涌井学長は、昨年度就任された。当初から非常勤だったので、昨年度、非常勤の学長が所属職員を指揮監督できるのかという課題があり、人事課の指導もあって、所属職員を監督するものは常勤でないといけなく、ということで、教育委員会会議にも規則改正をお諮りし、副学長の職務としていた。しかし、人事課が来年度に向けた行政組織規則等の改正を検討する中で、所属長は、あくまで学長であり、所属職員の指揮監督は、所属長の役割であるとの考え方を示したので、再度見直すものである。
森口委員	涌井学長ご自身は、このことをしっかり理解をしているのか。
教職員課長	涌井学長とは連携をしており、理解をいただいている。
委員 長	議第 11 号につき、挙手により採決する。
委員 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>議第 12 号 岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則について</b>	
教職員課長	岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則についてお諮りする。市町村立小学校及び中学校の教職員の職の種類ごとの定数を改正するものである。定数の増減理由は、資料に掲載のとおりである。
月村委員	小学校には、県単で、初任者指導が 10 名増とあるが、中学校にはない。中学校については、初任者指導をしないということか。
教職員課 教育主管	小学校については、平成 26 年度に県単で予算措置予定の 10 名を、前年度からの増要因ということで記載している。

## ホームページ公開

月 村 委 員	中学校については、足りているということか。
教 職 員 課 教 育 主 管	そう考えている。
委 員 長	議第12号につき、挙手により採決する。
委 員 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>○ 閉会</b>	
午後4時10分、閉会を宣言する。	
<b>○ 事務局報告</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 教育委員会制度の改革案について</li><li>(2) 平成26年第1回岐阜県議会定例会における審議結果について</li><li>(3) 平成26年第1回岐阜県議会教育警察委員会の概要について</li><li>(4) 全国レベルの表彰について</li><li>(5) 平成26年度岐阜県教科用図書選定審議会委員（素案）について</li><li>(6) 岐阜県図書館協議会委員の公募について</li><li>(7) 平成25年度教育委員行事予定について</li><li>(8) 平成26年度教育委員行事予定について</li></ul>	